

## 社会教育の 根本問題について

清水教授に反論する

田代元弥

1

横浜市の調査室で編集する『調査季報』の第8号<1965年8月>には、戦後20年・市行政の再検討なる特集が掲載されている。そのなかののひとつである「社会教育の根本問題」<清水関東学院大学教授執筆>を拜見して、その発想や指摘に同意しかねる点があるので、以下これを摘記してみる。清水教授の報告<原文>は、かなり長文のものであるから、いちいちその該当箇所を引用することは省略をする。また逆に社会教育の研究を志す人間のあいだでは自明のことも出てくるけれども、それらの取扱いは私の判断で適当に処理するつもりである。

原文は革新市政下における社会福祉的施策の基本姿勢から逆に戦後日本とくに中央政府の社会教育に関する政策の動向にさかのぼり、その流れに横浜市の社会教育行政のあゆみをあてはめて、従来すなわち主として保守

勢力下にあった時期の誤謬を指摘する意図に出ている。そのためであろうか、引用されている史料の選択や範囲に不十分なものが感ぜられ、そこから導き出される判断にも直ちに首肯しがたいものが残るように思う。社会事象をとらえるのに巨視的な手法をもって貫かれることには私も異存はない。しかし、社会教育というものは、究極的には市民ひとりひとりの問題になるのであって、行政の「表通り」をなでただけで直ちに結論を導き出し得るものではない。

清水氏も指摘されるごとく、行政のよりどころである社会教育法は、ノーコントロール、ノーサポートの原則によってつらぬかれているから、市民に対して行政が氏のいわれる「指導監督」とか「物量主義<大衆動員という意味であろうか?>」を敢行しようとする事自体がナンセンスである。その点は国会の審議においてもくりかえし確認されているとおりであり、とくに横浜市の教育行政においても、私の知る限りではそれが忠実に守られている。否、横浜市の場合、全国市町村のなかでもとりわけ原則に忠実であろうとしてきた。1例をあげれば、1959年の社会教育法1部改正によって、民間団体に公費から補助金が出せるようになった以後にお

いても、横浜市はあるいは補助金を交付することによって伴起するであろう誤解にそなえ、またわずかな金によって団体の自主性を阻害するマイナス面を考慮してであろうか、これをもっぱら抑止する態度をもちつづけている。消極的ないいかたではあるが、それによって他地方にみられるような政治的偏向もさけられ、社会教育の中立を守ることができている面を私はある程度支持したい。

もちろん社会教育行政は市民に対するサービスをはかるうえで、他の部課におくれをとるべきではない。したがって、上述のように本来は市民の自発的な知的活動にもとづかなければならないけれども、一般によくいわれる市民の要求が微弱である実態を考慮して、その方向を客観的にとらえ、その発現を間接的に「促進」し、学習活動を「振興」するためのサービス<民間からの求めに応じて指導助言をする職務を含む>を心がけるのである。そして、当事者によるサービス方策の帰結であり中心になるものが市内各地に公民館を設置することであったときいている。しかるに市長に近い筋の学者がたは公民館の設置には比較的冷淡であって、むしろ都心にはなばなしい文化センターのような施設をつくる

ほうに熱心であるとも耳にする。そこで万が一にも、氏が原文のなかで強く戒めておられる形式主義・物量主義を逆に社会教育に強要することになるならば、これは社会教育行政の鉄則をおかすおそれもあるとの心配も出てくるのである。

戦後教育行政が一般行政からはなれて教育委員会に委ねられ、社会教育の行政もその一部を形成したことにはいろいろの意味がある。もちろん行政委員会といえども、首長を頂点とする自治体の行政方針のワク外にあるものではないが、学校行政とちがって社会教育は理事者のそばにいるほうが予算もふえ、仕事に張り合いが出るとさえ考えるものもいるのに、なおかつ委員会の片隅で冷飯を食って頑張っている事実を正視する必要がある。それは、いうまでもなく、教育百年の計にしたがって、時の権力とは無関係に長期の活動をつづけるのに委員会制度を活用しようとするものであって、あたかも選挙管理委員会が、完全に中立の立場で、しかも市民を啓発しつつ選挙の公正な執行に努力するのに似ている。

私は清水氏が市民白書にかかげられた福祉助長の市政方針にそって、社会教育も従来に比してより積極的に〈従来対象外であった階層にまで〉浸透するサー

ビスをすべきだと主張されることに反対ではない。福祉社会をめざすことは今日の世界では当然のことだからである。しかし、青少年を守り、青少年に豊かな文化財を提供することは、直接には民生〈青少年部〉所管の業務であって、セクショナリズムの発達している役所のなかで、このことを社会教育批判の材料とされることは、行政論としては賛成できない。

法や条例の規定にあくまで忠実であろうとする行政の問題であるだけに、細かいことであっても、批判検討のよりどころは正確であるべきで、横浜市の従来の社会教育行政が、必要以上に慎重で、予算も少なく〈前年度概算市民1人当り年額71円〉、施設や現場職員の充実がおくれている消極性を責められるならばともかく、飛躍して保守反動の片腕であったようにいわれては、おそらく当事者はびっくりするであろう。

## 2

上述のような前提に立たれたのには、それなりのわけがあるように思われる。清水氏はそのために、国の反動教育政策をさかんに指摘されている。たしかに、私が文部省の社会教育審議会委員をつとめた昭和20年代の

終りごろにも、社会教育の実際活動の頭打ちにしばれをきらした文部官僚から、社会教育の本質にもとるような施策のアイディアがもたらされたこともあった。しかしそれも、私どもの批判であえなくついでた経験をもっている。かりにそれが打ち出されたとしても、国民がそれをうけつけないから、当局者が無理押しをしようとしても、それが成功したためしはないのである。

そこで気になるのは、戦後の社会教育行政史をとりあげる場合、原文にはいささかの事実誤認があるのではないかということである。例をあげよう。清水氏は青年団・婦人会・PTA等いわゆる社会教育関係団体の全国組織ができたのは、文部官僚の団体支配策の帰結であるとみておられる。すると、青年団〈日青協〉が青年学級振興法に反対したことは論理が矛盾するのではなからうか。事實は、日青協ができたのは、農家の次三男問題ひとつも解決してくれない政府の弱さに対して、勤労青年が力を合わせるためであった。だからそもそも同一の線で、青年団が自力で作り、運営して生まれた青年学級に、役所の息がかかってその生命を損われることをおそれ反対したのである。もっとも役所にいわせれ

ば、法を欠くために学級生1人  
当り年額5円の国庫負担しかで  
きないのでは申し訳がないの  
で、もう少しよけいに面倒をみ  
るために法律を作る必要がある  
とのことであった。

清水氏は、「青年学級の法制化  
によって、学級数、学級生数も  
量的に増大した」といってお  
られるが、国の信頼すべき統計  
によれば、学級生の総数は昭和25  
年<1950>をピークとして下降  
しており、さらに法制化に伴う  
規制の結果学級自体が形骸化し  
た。当局はそのテコ入れに青年  
学級研究協議会を各都道府県に  
設けるように措置し、神奈川県  
のそれには初年度私も委員とな  
ったが、もともと形式にとらわ  
れる青年学級の命数はつきてい  
るとの見地から研究をすすめて  
おり、横浜市教委から出ている  
委員も、市内の青年学級は法の  
規制にとらわれないことをにお  
わせていたほどである。要する  
にこれら一連の経過は、かりに  
内閣直属の文教府の力をもって  
しても、社会教育の本旨を曲げ  
た行政措置は成功しないもので  
あることをしめしている。  
なお清水氏は行政が形式主義で  
あることをくりかえし問題にさ  
れているが、私にはそれがかえ  
りみて他をいわれているように  
感ぜられる。戦後の社会教育行  
政が形式面にこだわったのは、

主として民主主義のルールをわ  
かりやすく市民にしめすことを  
仕事の眼目としたからであつ  
て、市民の日常の生活態度をみ  
れば、この「形式」の指導さえ  
まだ徹底していないことこそ当  
面の問題とされなければならな  
いものである。ついでに、戦後  
の社会教育行政は、正確にいえ  
ば敗戦の年も終りに近い10月15  
日に文部省が多数の民間人を迎  
え、関口泰氏を局長にして社会  
教育局を設けてから以後のこと  
であり、さらに具体的な施策は  
翌年7月の公民館に関する通牒  
以後ということになる。

その間占領軍の出方をあれこれ  
想定しつつ、通牒も乱発された  
が、地方自治体の受け入れ態勢  
なき当時それが効力を発した例  
はきわめて乏しい。問題の「国  
体護持」も、これは私ども研究  
者仲間検討のメスを入れたこ  
とがあるが、結局それがポツダ  
ム宣言受諾の姿勢を表現する  
「通り文句」で、同じくポツダ  
ム宣言の至上命令である民主国  
家への移行と背反し、官僚体制  
温存の野望を秘めたものとする  
仮説は立証されなかった。りこ  
うな官僚が両者を矛盾するまま  
打ち出すほどへまなことをやる  
はずはない。

それよりも、横浜市は全国にさ  
きがけて成人学校を開設した実  
績を有することに注目したい。

いわばもっとも近代的な社会教  
育の事業を焦土のなかで実現し  
たのである。この成人学校につ  
いても、清水氏は社会科学的な  
内容の軽視を問題としておられ  
る。「聴講生がほとんどいない  
から」という理由はいいわけに  
すぎないともいわれている。職  
業技術中心の社会教育では不可  
だと判断される気持は理解でき  
るけれども、いかんせん、市民  
の現実的・直接的な要求はそこ  
に集まり、否戦後はそれよりも  
さらにレクリエーションに傾斜  
しているのである。成人学校の  
社交ダンスは、別の理由で廃止  
されたが、開講当時社会科学的  
コースが閑古鳥が鳴く状況だっ  
たのに対して、ダンスのほうは  
体育館をもってしても収容しき  
れないほどであった。

したがって市民の多数が要望す  
るところを無視して、人数の少  
ない科目を優先させることは、  
これも形式論かもしれないが、  
行政の立場では無理な話であつ  
たらう。またわれわれは、かつ  
て友愛会その他の手で開かれた  
労働学校がたちまち自壊した苦  
い経験をもっている。つまり相  
当意識の高いもののみで形成す  
る社会科学学習の場でさえも、  
みずからささえ、継続すること  
が困難であるからには、より適  
切な学習方法の研究をすすめる  
ことを除いてその解決の道はな

いのである。

清水氏はこのような隘路を打開する対策として、横浜4大学の有志から成る講師団の協力を示唆しておられる。しかし失礼ながら、それはある程度試験済みであって、すでに成人学校はじめ各種事業に個人的に協力している大学教師は多数いる。にもかかわらず、そのまいた種子はのびていない。それは市教委の行政のワクにはめることが適当でないからである。

成人教育の最先進国といわれる英国では、すでに200年もまえからそのことを区別している。すなわち英国の地方教育当局は、市民の日常生活に密着した教育活動の機会と場所を豊富にすることに専念し、大学はみずから成人教育施設を開設して高度の学問を市民に開放している。そのもとは、大学の教師自身の成人教育に対する役割の自覚にあった。したがって、市教委に押しつけるまえに、もし日本の大学教師のあいだに、社会教育に対する理解と使命感があるならば、みずから大学を市民のために開放することを実行すべきである。

その他細かい点で残されたことはいくつもあるが、全般的な問題については、たとえば横浜市大経済研究所で作製した10年史のなかに、社会教育についても

柳下勇氏の労作があって、いまさら私が多くをのべることもいかがかと思われるので省略をする。ただ念のために事実とことなる点をもうひとつ付記すれば、横浜市の社会教育協力委員制度は、当局に対する諮問機関でもなんでもないので、協力委員が審議にあづかることはなかった。協力委員の会合でアメリカの話題を多くとりあげていることを問題にされているのは全くの思い過しで、協力委員がたまたま外遊したとき、その見聞をきく時間を設けたのにすぎない。したがって、協力委員の旅先先に米国が多ければ、結果として米国の話題が他の国よりも回数を増してきかれたというだけのことである。

以上でことばは足りないが、平素接触することの多い社会教育行政の動向と姿勢について、清水氏の見解とは異なる点を記し、私自身としても大方の叱正をまつ次第である。くどいようであるが、イギリスのフェビアン協会の声が長く同国の社会教育の現実に有益な示唆を与えつづけてきていることを考えてみても、われわれ社会教育者は、第三者の有効な提言をよくきき、それを生かす謙虚な態度をもっていることを申しそえる。

<横浜国大教授>